見 積 参 考 資 料

四万十市

（金抜）														

令和７年度　　道メンテ　第2-2-1号

高知県　四万十市　岩田

市道利岡佐田線（佐田トンネル）トンネル修繕工事（繰越）　実施設計書

作業区分　請負

工事日数　200 日

工種区分　道路維持工事

施工地域区分　一般交通影響有り（２）

令和 8年 6月 1日　積算単価適用

単価適用地区　幡多土木事務所　２地区(中部地区)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事概要	起工又は変更理由
施工箇所　佐田トンネル 裏込め注入工　V＝160m3 内面補強工　A＝142m2	

	FROM	TO
図面番号	－	－
整理番号	－	－

特　記　仕　様　書

第１条　土木工事共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木製型枠の使用

１　木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

２　設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

３　高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/housin-keikaku/）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

４　木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

５　木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

６　受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第５条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査

１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

２　申請について

（１）受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。

（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）

手続き名：高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

（２）申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。

（３）申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第６条　工事現場における県内産木材の木製品使用

１　受注者は、工事請負金額（消費税含む）が２５０万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（１）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア　掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

特　記　仕　様　書

イ　工事看板（１ヶ所以上）
ウ　バリケード（１品以上）
エ　木製クッションドラム（１品以上）
オ　交通安全管理等の標示板
　ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。
（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。
その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること
例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等
注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。
注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。
注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。
注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条　個人情報の保護
１　受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第８条　ダンプトラック等による過積載の防止
１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第９条　軽油単価の適正な運用
１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第１０条　不正軽油の使用禁止
１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。
①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第１１条　週休２日制工事の実施について
　本工事は、週休２日制工事実施要領における「週休２日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。
　四万十市入札・契約関連情報ホームページ
（http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-08/oa-08-01/index.html）
なお、発注時において労務費等を補正済み（月単位）であり、現場閉所の達成状況が４週８休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第１２条　工事施工中の情報共有システムの活用について（発注者指定型）
１　本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の発注者指定型工事である。
発注者指定型にあっては、情報共有システムの活用を義務付ける工事であり、受注者希望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」によること。
２　システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
（１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
（２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに

特　記　仕　様　書

受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

（３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

３　受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１３条　標示板の設置

１　高知県建設工事共通仕様書第１編１－１－26施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和３年６月23日付け３高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、 本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第１４条　ウィークリー・スタンスについて

１　本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和６年３月１３日付け５高技管第４０６号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第１５条　工事実績データ作成、登録

１　高知県建設工事共通仕様書共通編１－１－１－７に基づき、受注者は工事請負金額500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第１６条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）をコブリス・プラスにより作成し、提出しなければならない。

３　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jacic.or.jp/）より、利用申請等を行うことができる。

第１７条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ

特　記　仕　様　書

２票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第１８条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）　・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
・アスファルト塊2.35（t/m3）　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第１９条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

特　記　仕　様　書

１　監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第２０条　工事完成図書の記録方法（電子納品）

１　本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成２３年６月２４日付け２３高建管第６１０号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。

ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・ＮＰＯ等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

２　電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

第２１条　電子納品で提出されたデジタル写真

１　電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第２２条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項２に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第２３条　施工管理

１　品質管理は「高知県工事技術管理要綱　品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試

特　記　仕　様　書

験を行うものとする。

第２４条　排出ガス対策型建設機械

１　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第２５条　交通誘導警備員の配置

１　交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

２　交通誘導警備員Ａが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、１人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

３　交通誘導警備員Ａが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

４　交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第１８条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

５　交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析ＡＩ等による交通誘導システム

特　記　仕　様　書

（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第２６条　成績評定の公表

１　「四万十市建設工事成績評定要綱」により、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」を公表することとする。

第２７条　設計図書の変更

１　設計変更等については、建設工事請負契約書第１８条から第20条及び第22条から第25条並びに四万十市建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和３年１２月（四万十市）」によることとする。

第２８条　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第２９条　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

１　本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては高知県技術管理課のホームページを参照すること。

第３０条　監理技術者等

１　本工事において、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下、「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

（１）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）

（２）　低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。

（３）　同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に２件までであること。

（４）　専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例２号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10ｋｍ程度以内の近接した場所であること。

（５）専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。

（６）　専任特例２号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

（７）　専任特例２号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）　建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（９）　監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、１級施工管理技士補を有する者又は１級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(10)　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（３ヶ月以上）な雇用関係にあること。

(11)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(12)　兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

２　本工事の監理技術者が専任特例２号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和５年３月 14 日付け４高土政第 1343 号土木部長通知 最終改正：令和７年１月 23 日付け６高土政第 1196 号）に規定する別記様式１、別記様式２及び１の（１）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

３　本工事において、専任特例２号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

第３１条　工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数９日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が９日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、８時から 17 時までのＷＢＧＴ値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。ＷＢＧＴ値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

第３２条　現場環境改善費

特　記　仕　様　書

１　現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率分が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上されている金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

２　熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第３３条　その他

１　その他疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、決定すること。

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

１．他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無

２．施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・無

３．当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・無

４．他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

５．その他・・・・・無

【用地関係】

１．工事用地等の未処理部分・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

２．仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】

１．交通安全施設等の指定・・・・・無

２．近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無

３．防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

５．発破作業等の制限・・・・・無

【工事用道路関係】

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

１．一般道路を搬入路として使用する場合

（１）経路、期限の制限・・・・・無

（２）使用中及び使用後の処置・・・・・無

２．仮設路を設置する場合

（１）安全施設等の設置の必要・・・・・無

（２）工事終了後の措置・・・・・撤去

（３）維持及び補修の必要・・・・・無

３．一般道路の占用の必要・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

２．仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

３．仮設備の設計条件・・・・・無

【建設副産物関係】

１．建設発生土の搬出・・・・・無

２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・無

３．産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（１）処理場所　　四万十市具同

処理方法（指定）再資源化

処理場の受入条件

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

１．公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無

２．第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・無

【工事支障物件関係】

１．地上、地下等の支障物件・・・・・無

２．地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

１．濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

【現場環境改善関係】

１．現場環境改善費・・・・・無

【その他】

１．工事用資機材等の保管指定・・・・・無

２．工事現場発生品の処理指定・・・・・無

３．支給資材及び貸与品・・・・・無

４．工事用電力等の指定・・・・・無

５．交通誘導警備員の配置

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　道メンテ　　第2-2-1号

明示事項（説明書）

（１）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員　　204人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

６．その他・・・・・無

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
道路維持･修繕					
道路修繕					
ﾄﾝﾈﾙ工					
裏込注入工					
裏込注入	式	1			明細表　第1号
内面補強工					
連続繊維ｼｰﾄ補強工	式	1			明細表　第2号
道路維持					
仮設工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表　第3号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
建設機械設置・撤去費	式	1			
設置・撤去費	式	1			明細表　第4号
技術管理費	式	1			
施工調査費	式	1			明細表　第5号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
裏込注入

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
材料費	m3	161			単価表　第 1 号
労務費	日	9			単価表　第 2 号
機械経費	日	9			単価表　第 3 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
連続繊維ｼｰﾄ補強工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
下地処理工 時間的制約:無、高所作業者:有、作業高11m未満	㎡	142			
ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布工	㎡	142			単価表　第 10 号
不陸修正工	㎡	142			単価表　第 11 号
連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工 1層目	㎡	142			単価表　第 12 号
連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工 2層目	㎡	284			単価表　第 13 号
仕上塗装(中塗･上塗)	㎡	284			単価表　第 14 号
照明用配管移設工	式	1			単価表　第 15 号
高所作業車	日	6			単価表　第 5 号
防湿孔	式	1			単価表　第 17 号
1　式　　当り					

明細表　第　3号
交通誘導警備員

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	204			単価表　第 20 号
1　式　　当り					

明細表　第　4号
設置・撤去費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
機械設置撤去費	式	1			単価表　第 21 号
1　式　　当り					

明細表　第　5号
施工調査費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技術管理試験費	式	1			単価表　第 24 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　材料費

単価表

（　1.040　）

1　m3　当り

金額：　　内容：

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾓﾙﾀﾙ 1:2 普通	m3	0.544			[1]
起泡剤 AP-1 1.04㎡当	kg	1.32			[1]
可塑剤 AP-2 1.04㎡当	kg	23.52			[1]
ﾛｽ率	%	2			
諸雑費	式	1			
	（	1.04	m3　当り		）
	（	1	m3　当り		）

単価表　第　2号　　労務費

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	6			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	5			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　3号　　機械経費

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
機械損料	式	1			単価表　第 4 号
高所作業車	日	1			単価表　第 5 号
ﾌﾟﾗﾝﾄ車	式	1			単価表　第 6 号
発動発電機	式	1			単価表　第 7 号
器具工具損料	式	1			単価表　第 8 号
消耗品費	m3	18.9			単価表　第 9 号
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　4号　　機械損料

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｱｼﾞﾃｰﾀ 250L、電力0.75kw	台	1			
AP-1希釈装置 200L 電力0.2kw	台	1			
自動発泡装置 ～200L/min 2.95kw	台	1			
空気混合機 ～300L/min 0.4kw	台	1			
AP-2溶解装置 200L 0.2kw	台	1			
給水ﾎﾟﾝﾌﾟ 2吋 1.5kw	台	1			
A液用ﾎﾟﾝﾌﾟ ～300L/min 15kw	台	1			
B液用ﾎﾟﾝﾌﾟ ～24L/min 2.2kw	台	1			
A液用ﾎﾟﾝﾌﾟ制御盤	台	1			
B液用ﾎﾟﾝﾌﾟ制御盤	台	1			

単価表　第　4号　　機械損料

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
A液流量計 ～900L/min 1.0kw	台	1			
B液流量計 60L/min 1.0kw	台	1			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　5号　　高所作業車

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高所作業車(市場価格) ﾄﾗｯｸ架装ﾘﾌﾄ･ﾌﾞｰﾑ型 標準ﾃﾞｯｷﾀｲﾌﾟ･作業床高 8m	日	1			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	16			
高所作業車(市場価格) 自走式ﾘﾌﾄ(ﾎｲｰﾙ)･ﾌﾞｰﾑ型 作業床高 12～13m	日	1			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	25			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　6号　　ﾌﾟﾗﾝﾄ車

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾄﾗｯｸ(ｸﾚｰﾝ装置付) 4t車､2.9t吊	台	2			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	83			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(市場価格) ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級	日	1			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	43			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　7号　　発動発電機

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
発動発電機(市場価格) ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動 45kVA	日	1			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	45			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　8号　　器具工具損料

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
固定配管、配線 ﾌﾟﾗﾝﾄ内、ﾌﾟﾗﾝﾄ～施工箇所	式	1			
給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾎｰｽ	式	1			
水槽 3m3、折り畳み式	基	1			
電話機、電線 通信用	式	1			
その他工具類 ﾚﾝﾁ、ﾌﾟﾗｲﾔｰ、ﾍﾟﾝﾁ等	式	1			
その他器具類 照明器具、機材養生設備等	式	1			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　9号　　消耗品費

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　m3　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾐｷｼﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ A･B液混合器	式	1			[1]
A液圧送ﾎｰｽ 2吋、耐圧、100m	式	1			[1]
B液圧送ﾎｰｽ 1/2吋、耐圧、100m	式	1			[1]
ｿｹｯﾄ･ﾆｯﾌﾟﾙ類	式	1			[1]
注入ﾎｰｽ 2吋、耐圧、10m	式	1			[1]
ﾌﾟﾛﾃｸﾀｰ	式	1			[1]
圧力計	式	1			[1]
注入孔ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ	式	1			[1]
ﾎﾟﾝﾌﾟﾁｭｰﾌﾞ A液ﾎﾟﾝﾌﾟ用	式	1			[1]
ﾊﾞﾙﾌﾞﾎﾞｰﾙ、ﾗﾊﾞｰ B液ﾎﾟﾝﾌﾟ用	式	1			[1]

単価表　第　9号　　消耗品費

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　m3　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
その他 雑品	%	5			
諸雑費	式	1			
	（	1	m3　当り		）

単価表　第　10号　　ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布工

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布工 時間的制約:無、高所作業車:有、作業高11m未満	㎡	1			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 ﾌﾟﾗｲﾏｰ(ｴﾎﾟｷｼ系)	kg	0.29			
諸雑費	式	1			
	（	1	㎡　当り		）

単価表　第　11号　　不陸修正工

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
不陸修正工 時間的制約:無、高所作業車:有、作業高11m未満	㎡	1			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 不陸修正材(ｴﾎﾟｷｼ系)	kg	1.46			
諸雑費	式	1			
	（	1	㎡　当り		）

単価表　第　12号　　連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工

単価表

（　1　）

金額：　　内容：1層目

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工(1層当) 目付量200g/㎡以上400g/㎡未満 時間的制約:無、高所作業車:有、作業高11m未満	㎡	1			
炭素繊維ｼｰﾄ 高強度 1方向 繊維目付量200g/m2 引張強度3400N/mm2	㎡	1.07			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 含浸接着剤(ｴﾎﾟｷｼ系)	kg	0.67			
諸雑費	式	1			
	（	1	㎡　当り		）

単価表　第　13号　　連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工

単価表

（　1　）

金額：　　内容：2層目

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
連続炭素繊維ｼｰﾄ本体貼付工(1層当) 目付量200g/㎡以上400g/㎡未満 時間的制約:無、高所作業車:有、作業高11m未満	㎡	1			
炭素繊維ｼｰﾄ 高強度 1方向 繊維目付量200g/m2 引張強度3400N/mm2	㎡	1.07			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 含浸接着剤(ｴﾎﾟｷｼ系)	kg	0.67			
諸雑費	式	1			
	（	1	㎡　当り		）

単価表　第　14号　　仕上塗装(中塗・上塗)

単価表

(　　1　)

金額：　　内容：

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仕上げ塗装(中塗+上塗) 時間的制約:無、高所作業車:有、作業高11m未満	㎡	1			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 中塗り材(ｴﾎﾟｷｼ系)	kg	0.2			
炭素繊維ｼｰﾄ補強材 上塗り材(ｱｸﾘﾙｳﾚﾀﾝ系)	kg	0.16			
諸雑費	式	1			
	(	1	㎡　当り		)

単価表　第　15号　　照明用配管移設工

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｱｲﾎﾞﾙﾄ ﾕﾆｸﾛ	個	8			
ｸﾞﾘｯﾌﾟｱﾝｶｰ ｽﾃﾝﾚｽ	個	8			
ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線(材料費除く) 露出配線 20mm以下 ,移設	m	39			単価表　第 16 号
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　16号　　ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線(材料費除く)

単価表

(　100　)

金額：　　内容：露出配線 20mm以下 ,移設

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	17.6			
諸雑費	式	1			
	(	100	m　当り		)
	(	1	m　当り		)
*** 施工条件 *** 作業種別　：露出配線 20mm以下 作業内容　：移設					

単価表　第　17号　　防湿孔

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
防湿孔設置工 φ10､L=10mm	孔	569			単価表　第 18 号
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし ,機械積込 ,DID区間無し ,8.0km以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m3	0.1			施工Ｐ　第 1 号
処分料 再生ﾌﾟﾗﾝﾄ(As) 再生AS-9	m3	0.1			処分費
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　18号　　防湿孔設置工

単価表

（　100　）

金額：　　内容：φ10、L=10mm

1　孔　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.5			[1]
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.5			[1]
高所作業車運転	日	0.5			単価表　第 19 号
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	100	孔　当り		）
	（	1	孔　当り		）

単価表　第　19号　　高所作業車運転

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高所作業車(市場価格) ﾄﾗｯｸ架装ﾘﾌﾄ･ﾌﾞｰﾑ型 標準ﾃﾞｯｷﾀｲﾌﾟ･作業床高 8m	日	1			
運転手(一般) 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	30.1			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　20号　　交通誘導警備員

単価表

（　1　）

金額：　　内容：交通誘導警備員B

1　人　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1.0			
諸雑費	式	1			
	（	1	人　当り		）
*** 施工条件 *** 計上区分　：交通誘導警備員B 勤務時間帯　：昼間勤務					

単価表　第　21号　　機械設置撤去費

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
積込､荷降費	式	1			単価表　第 22 号
機械設置撤去費	式	1			単価表　第 23 号
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　22号　　積込、荷降費

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1.5			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　23号　　機械設置撤去費

単価表

（　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	6			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	12			
電工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			
ﾄﾗｯｸ(ｸﾚｰﾝ装置付) 4t車､2.9t吊	台	6			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	249			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(市場価格) ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級	日	3			
軽油 一般用 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	130			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

単価表　第　24号　　技術管理試験費

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
試験練り	式	1			
現場品質管理費 A液比重、空気量、B液ﾌﾛｰ値 各測定管理	回	5			
一軸圧縮強度試験	回	5			
諸雑費	式	1			
	（	1	式　当り		）

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 8年 6月 1日
単価適用地区	幡多土木事務所　２地区(中部地区)
工種区分	道路維持工事
ＩＣＴ補正（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正（共通仮設費）	一般交通影響有り（２）－１
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正（現場管理費）	一般交通影響有り（２）－１
堤頂20ｍの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	３５％を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定しない
現場環境改善費の計上有無	計上しない

諸　経　費　計　算　情　報

熱中症対策の補正有無	補正しない
週休２日の補正	現場閉所（月単位）（補正単価には、「週休2日補正:現場閉所(月単位)」と表示）
猛暑日期間（工期設定に関する事項）	猛暑日の期間を含む